

# 〇一関工業高等専門学校点検評価規則

(平成18年4月25日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定められた、本校が自ら行う点検及び評価をいう。
- 二 外部評価 本校が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。
- 三 第三者評価 学校教育法に規定する認証評価機関が行う評価（機関別認証評価）及びその他高等教育の質保証を目的に学外者が主体となって行う評価をいう。

(委員会)

第3条 前条各号に定める点検及び評価については、点検評価委員会（以下、委員会という。）が企画、立案及び実施を行う。

2 外部評価については、運営諮問会議を設置し評価を行う。

(自己点検・評価の項目)

第4条 自己点検・評価の項目は認証評価機関が定める基準等を参考に、委員会が定める。

(自己点検・評価の実施)

第5条 委員会は、前条に定める項目により、学校運営に関する自己点検・評価を3年に一度実施しなければならない。

2 学内組織は、委員会が定める項目により、自己点検・評価を毎年度実施しなければならない。

3 校長は、前項により実施した自己点検・評価の結果について、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

(第三者評価の実施)

第6条 第三者評価は、学校教育法その他の法令及び評価実施機関が定める基準や項目等に従い実施するものとする。

(結果の報告及び公表)

第7条 自己点検・評価を実施した学内組織は、その評価内容を校長に報告しなければならない。

2 校長は、委員会に対して学内組織の評価内容の点検を指示し、委員会はその評価結果を校長に報告しなければならない。

3 委員会は評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第8条 委員会は、前条の評価結果に基づき、学内組織に改善の進言を行う。

2 校長は、前条の評価結果に基づき、改善が早急に必要と認めた事項について、委員会にその改善策の検討を付託する。第三者評価の結果に基づき、改善が必要と認めた場合も同様とする。

3 委員会は、前項に関する改善策を取りまとめ、校長に提出しなければならない。

4 校長は、前項の報告に基づき改善策を決定し、該当する学内組織に対して改善を指示するものとする。

(事務)

第9条 点検及び評価の事務は、総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月25日から施行する。

2 一関工業高等専門学校点検評価規則（平成4年5月15日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日規則第31号）

この規則は、令和4年3月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。